第一の五の㈡のロの表栃木県の項中「関東二条四二号」を「アスカゴールデン」に改め、同表滋賀県の項中「ほうしゅん」を「サチホゴールデン」に改め、同表福岡県の項中「九州二条二〇号」及び「、ニシノチカラ」を削り、「はるしずく」の下に「、はるみやび」を加え、同表佐賀県の項中「、ほうしゅん」を削り、同表宮崎県の項中「及びニシノホシ」を「、ニシノホシ及びはるしずく」に改める。

第一の六の㈡の表埼玉県の項中「イチバンボシ」の下に「、もっちりぼし」を加え、同表愛媛県の項中「イチバンボシ」の下に「、ハルヒメボシ」を加え、「及びマンネンボシ」を「、マンネンボシ及びユメサキボシ」に改め、同表長崎県の項中「イチバンボシ及び」を削り、同表大分県の項中「イチバンボシ及び」を削り、同表宮崎県の項中「及びニシノホシ」を「、ニシノホシ及びはるしずく」に改めるように加える。

宮崎県	宮崎裸

第一の七の㈡のイの表石川県の項中「サチユタカ」の下に「、里のほほえみ」を加え、同表長野県の項中「ギンレイ」の下に「、すずほまれ」を加え、同表岐阜県の項中「タチナガハ」の下に「、中鉄砲」を加える。

第一の十一の㈡の表茨城県の項の次に次のように加える。

長野県	長野S八号

附　則

平成二十四年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆及びそばの銘柄については、この告示の施行後も、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百九十八号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第二大中型まき網漁業の項第八号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定めた期間を次のように定め、平成二十五年三月三十一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日　　農林水産大臣　林　芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第二大中型まき網漁業の項第八号の農林水産大臣が定めた期間は、平成二十五年七月一日から同年九月三十日までとする。

○農林水産省告示第七百九十九号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第六十一条第四項第十号及び第十九号並びに第五項第二号並びに第六十七条第二項第十六号及び第二十五号の規定に基づき、農業協同組合法施行規程（平成十七年三月二十二日農林水産省告示第五百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日　　農林水産大臣　林　芳正

第三十条第一項中「に規定する機械類その他の物件を使用させる業務及び第三十三条第六号に掲げる業務」を「及び第六十七条第二項第十六号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び第三十三条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営むものを除く。）の当該業務」に、「規則第六十七条第二項第十六号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務及び第三十五条第二号に掲げる業務」を「リース業務を営む会社のリース業務及び第三十五条第二号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営むものを除く。）の当該業務」に改め、同条第二項中「規則第六十一条第四項第十号及び第六十七条第二項第十六号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下「リース業務」という。）」を「リース業務」に改め、同項第一号中「、リース会社集団」の下に「及び当該リース会社集団に係るリース業務を営む会社の子会社である第三十三条第六号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。）」を加え、「第三十三条第六号」を「同号」に改め、「又はリース会社集団」の下に「及び当該リース会社集団に係るリース業務を営む会社の子会社である第三十五条第二号に掲げる業務を営むものを除く。）」を加え、「第三十五条第二号」を「同号」に改め、同項第二号中「それぞれの会社」の下に「（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）」を加える。

第三十三条第六号中「リース業務に」を「リース業務（自己又は自らを子会社とする法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（以下「信用事業実施農業協同組合」という。）若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に」に、「リース業務を」を「自己がリース業務を営まない場合にあっては、信用事業実施農業協同組合の子会社であるリース業務を営む会社の子会社として」に改める。

第三十五条第二号中「リース業務に」を「リース業務（自己又は自らを子会社とする共済事業実施農業協同組合連合会の子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に」に、「リース業務を」を「自己がリース業務を営まない場合にあっては、共済事業実施農業協同組合連合会の子会社であるリース業務を営む会社（保険会社を除く。）の子会社として」に改める。

○農林水産省
国土交通省告示第一号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二条第三項の規定に基づき、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める件（平成二十二年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

1の第四号中「設備のうち、出力が1,000キロワット以下のものに限る」を「設備をいう」に改める。

3に次の二号を加える。

五　定置用蓄電設備（据置式のものに限る。）

六　高断熱浴槽装置（建物の開口部に設置される断熱浴槽装置をいう。）

○経済産業省告示第七十一号

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）の規定に基づき、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日　　経済産業大臣　茂木　敏充

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を次のように改正する。

二号中

「

青森県のうち 青森市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

」を